

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

労働保険の加入手続きを

労働保険は労災保険と雇用保険の二つの保険を合わせた総称です。従業員が一人でもいれば雇用形態を問わず労働保険の加入が義務となっています。民商の事務組合で対応できますのでご相談ください。

労災保険

必ず加入することになるのは労災保険です。これは労働者が労働中もしくは通勤中に事故に遭い、受傷した場合に雇用していた事業主が治療費や休業中の賃金の保障をしなければいけません。そのために定められた公的な保険です。事故が発生した際に加入を怠っていた場合でも労災保険による補償は行われます。しかし労働基準監督署は加入を怠っていた事業主に対して、保障した額の全額もしくは一部を徴収します。労災事故で保障が起きる場合は大きな金額になります。

雇用保険

労働者の雇用形態によって加入が必要になるのが雇用保険です。加入要件は1か月以上雇用する見込みであること、週当たりの労働時間が20時間以上であることとなります。労働者が自己都合や会社都合で失業した場合や育児や介護などによる休業の場合や、災害や経済危機などによる景気変動などで事業活動を縮小せざるを得ない場合に雇用を維持するための助成制度もあります。

民商で一人親方労災保険に加入できます

建設業の職人で一人親方労災の加入できる組合を探している方がいれば、ぜひ民商を紹介してください。一人親方労災保険事務組合は建設業の組合やゼネコンで運営している組合などありますが、民商ならワンストップで中小業者の経営や暮らしに関わる悩みの多くを解決できます。

伝言板

吹田民主商工会第61回定期総会

吹田商工協同組合第49回定期総代会

日時 6月28日(金) 19時00分(開場18時30分)

場所 吹田民商会館

代議員は各支部の定期総会で行ないます。参加していただける方は支部役員会にご連絡ください。

青年部BBQ交流会

5月6日(月・休) 12時00分〜15時00分

吹田民商会館1階および駐車場

参加費 部員2000円 一般2500円

子ども500円 初参加1000円

参加申込は4月26日(金)までに民商事務所へ



無料法律相談

5月16日(木) 13時00分 民商会館

北大阪総合法律事務所の出張相談会です。相談を希望される方は必ず予約のご連絡をお願いします。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！

定額減税と電子帳簿保存法対策交流会

4月22日(月) 14時00分 4月23日(火) 10時00分
4月26日(金) 19時00分

今年6月の従業員や会社役員からの給与から源泉する所得税や住民税の徴収事務にご注意ください。

所得税の取り扱い

今年6月以降の源泉徴収から適用されます。6月分の源泉徴収税額から順次控除され、適用される金額分に到達するまで源泉徴収が発生しません。

住民税の定額減税

給与の特別徴収は今年6月分が発生しません。7月から翌年3月までの11か月で定額減税分が控除された住民税を11分割されて徴収されます。公的年金からの特別徴収は今年10月支給分から控除され、控除しきれない場合は12月分以降が順次控除されます。減税の対象は所得割分のみです。均等割や森林環境税は対象にはなりません。

大阪府令和6年度

中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金

大阪府の補助金制度です。中小事業者の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化の後押しを目的とし、中小事業者に空調機の高効率化が補助されます。先着順です。



〈補助対象者〉次の全てを満たす中小事業者

(1) 府内の工場・事業場において既存の空調機を高効率空調機へ更新する中小事業者

(2) 大阪府の脱炭素化経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った中小事業者

〈補助金額〉

■補助率：2分の1以内

■補助上限額：15000千円 補助下限額：200千円

■高効率空調機の設備費

〈補助対象経費〉

■工事関連費(設計費、既存の空調機の撤去・処分費を含む) ※高効率空調機はグリーン購入法適合品が対象

〈応募方法〉

令和6年4月11日(木)〜9月30日(月)までに申請書類を郵送してください。(先着順)

〈提出先〉

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22階

「中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金」申請事務局宛て

〈問合せ先〉

おおさかスマートエネルギーセンター(脱炭素・エネルギー政策課内) TEL: 06-6210-9254 FAX: 06-6210-9259

E-mail: eneseisaku-01@box.pref.osaka.lg.jp(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後6時まで)